



## 子育て

### 利用者負担額(保育料)納付

市内認可保育園(公立・私立)、市外認可保育園(私立)の保育料は、納期限までにお支払いください。

対象	納期限
・4月分保育料と延長保育料 ・3月分一時保育料と短時間保育料	4月30日(水)
・5月分保育料と延長保育料 ・4月分一時保育料と短時間保育料	6月2日(月)
・6月分保育料と延長保育料 ・5月分一時保育料と短時間保育料	6月30日(月)

口座振替の場合は、各納期限日が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

問 保育課 ☎21-1407 ☎23-2239

### 児童扶養手当額の変更

児童扶養手当は、母子家庭、父子家庭又は生計を維持する養育者に支給される手当です。4月分からの児童扶養手当(月額)は、次のとおり変更となりました。

区分	変更前(令和7年3月分まで)	変更後(令和7年4月分から)	
本体額	全部支給	45,500円	46,690円(+1,190円)
	一部支給	45,490円～10,740円	46,680円～11,010円(+1,190円～+270円)
第2子以降加算額	全部支給	10,750円	11,030円(+280円)
	一部支給	10,740円～5,380円	11,020円～5,520円(+280円～+140円)

※5月振込み分から変更となります。

申・問 子育て支援課

☎21-1461 ☎23-2239

### 高等職業訓練促進給付金

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の父又は母が、看護師(准看護師を含む)等の資格取得のため、6か月以上養成機関等で修業する場合、高等職業訓練促進給付金として月額70,500円(市民税非課税世帯の場合は10万円)を支給します。※修業の最後の1年間は4万円増額となります。

**支給対象期間** 上限4年間分(申請月から支給)

※支給期間の上限は、取得を予定する資格や養成機関のカリキュラムで異なります。

※受給には、所得制限があります。申請を希望する人は、事前にお問い合わせください。

申・問 子育て支援課

☎21-1461

☎23-2239



市HP

## 児童手当

対 高校卒業年代までの児童を養育している人  
**手当額**

3歳未満	1万5000円	多子加算 第3子以降 3万円
3歳～小学生	1万円	
中学生	1万円	
高校生	1万円	

※高校生とは18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童をいいます。

※多子加算の算定対象については、親等の経済的負担がある場合に限りです。

### 支払時期

偶数月の15日(15日が土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日)に前2か月分の手当を支給します。なお、支払通知は、支払額が変更しない限り、年に1回の発送です(次回は10月予定)。

### 出生・転入等があった人

手当を受けるためには、児童を養育している人(父母の場合、所得が多い人)が住所地の市区町村に申請(認定請求)を行う必要があります。手当は、原則申請のあった翌月分から支給します。

ただし、出生日又は転出予定日(前住所地で届け出た東松山市に住み始める日)の翌日から15日以内に申

請をした場合は、出生日、転出予定日の翌月から受けられる特例があります。15日目が土・日曜日、祝日にあたる場合は翌開庁日までとなります。5月の大型連休が15日目にあたる人、里帰り出産をする人等は申請が遅れないようご注意ください。

### 公務員の人の児童手当

公務員の人の児童手当は勤務先から支給されます。4月1日付けで公務員になった人は、4月中に子育て支援課に「受給事由消滅届」を提出し、勤務先に認定請求をしてください。また、退職した人は退職日の翌日から15日以内に子育て支援課で認定請求をしてください。

### 申請に必要なもの

請求者の振込口座のわかるもの、請求者及び配偶者のマイナンバーカード又はマイナンバー記載の住民票、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)

※請求者及び児童が外国籍の人はそれぞれの在留カードが必要です。

申・問 子育て支援課

☎21-1461 ☎23-2239



市HP

## こども医療費

対 市内に住民登録がある18歳到達後最初の3月31日までのこども

### 助成開始日

助成は申請日からです。ただし、出生・転入した場合は、誕生日・転入日後15日以内に申請があった場合に限り、誕生日・転入日が助成開始日となります。なお、出生により健康保険加入手続中でお手元にこどもの保険情報を確認できるものがない場合でも、仮申請ができますので必ず15日以内に手続きをしてください。

### 受給資格証の交付に必要なもの

こどものマイナ保険証(こどものマイナンバーカードと資格情報のお知らせ)、保護者名義の通帳、保護者及びこどものマイナンバーカードなど(マイナンバーを確認できる公的書類)、来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の顔写真入りのもの)

※マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書等のこどもの保険情報を確認できるものが必要です。※保護者やこどもが外国籍の人は在留カードが必要です。

### 住所や保険証が変わったら

転居、転職で住所や保険証が変わった場合には、変

更届が必要です。

変更届に必要なもの：こどもの保険情報が確認できるもの(マイナ保険証又は資格確認書等)、こども医療費受給資格証

※保護者の扶養を外れた場合は消滅届が必要です。

### 学校でけがをしたときは

通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象になります。こども医療費受給資格証は使用しないでください。万が一、こども医療費での助成を受けてしまった場合、返還の対象となります。

### 窓口で自己負担分を支払った場合は

医療費の支払後、診療月、医療機関、入院・外来別に分け、それぞれについてこども医療費支給申請書に必要な事項を記入し、領収書(受診者氏名・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付し、こども支援課又は各市民活動センターに提出してください。

申・問 子育て支援課 ☎21-1461 ☎23-2239



市HP

## 親子で遊ぼう会 5月

### ■保育園 0歳児サークル

日 13・20・27日(火)全3回

時間 午前10時～11時

場 まつやま保育園

対 市内在住の0歳児と保護者

定 親子6組(申込順)

内 ふれあい遊び、足形スタンプ製作、おもちゃ作り、身体測定

申 4月7日(月)午前9時30分から電子申請で申込み。なお、電子申請が使えない人は電話で平日午前9時30分～午後4時にまつやま保育園へ。



初めて参加の人



2回目以降参加の人

### ■体育館

日・場 8日(木)北地区体育館、15日(木)市民体育館

受付 午前10時

時間 午前10時15分～11時15分

対 未就学児と保護者

内 ふれあい遊び、リズム、運動遊び

持 体育館履き

申 当日受付

### ■大岡市民活動センター

日 26日(月)午前9時30分～11時30分(時間内でご都合に合わせてお越しください)

場 大岡市民活動センター

対 未就学児と保護者

内 自由遊び、ふれあい遊び、リズム、育児相談など

申 当日受付

### ■支援センター室・園庭開放

日 毎週月・水・金曜日(5日は除く)午前9時～正午、午後2時30分～4時30分

※園庭開放は園の行事により、時間が変更になる場合があります。

場 まつやま保育園(駐車場なし)

対 市内在住の保育施設(幼稚園も含む)に通園していない未就学児と保護者

申 当日受付

問 まつやま保育園 ☎22-1194 ☎22-7904